

熱中症特別警戒アラートに係る草津市児童育成クラブの対応について

令和7年4月1日 草津市こども若者部こども若者政策課

課業日	判断基準	翌日の児童育成クラブの対応
[放課後保育の日]	小学校課業日の前日(14時以降)に熱中症特別警戒アラートが発表され、翌日の小学校が臨時休校	公設・民設クラブともに臨時閉所

学校休業日 (土曜日・長期休業 期間・振替休日等)	判断基準	翌日の児童育成クラブの対応
[1日保育の日]	小学校の長期休業日や土曜日等の前日(14時以降)に熱中症特別警戒アラートが発表	公設・民設クラブともに通常開所

※熱中症特別警戒アラートは、滋賀県内において、全ての暑さ指数情報提供地点9ヶ所(大津、信楽、東近江、土山、彦根、長浜、米原、今津、南小松)における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合等に環境大臣から発表されます(環境省「熱中症予防サイト」から確認できます。)

※民設児童育成クラブに入会している私立小学校に通学する児童についても、草津市の天候に合わせた上記の対応と同様になることから、保護者の責任において草津市の気象状況を確認いただき、上記に即して対応いただきますよう御理解と御協力をよろしくお願いします。

※熱中症特別警戒アラートが発表された場合、各クラブヘメール等によりこども若者政策課から連絡します(日曜日の発表を含む。)

【問い合わせ先】 各児童育成クラブ、または、クラブ開所時間外は市役所こども若者政策課TEL077-562-7882(平日の午前8時30分～午後5時15分)